



北海道「根室市」の 支援制度



根室市農畜産業活性化推進協議会

根室市役所 水産経済部農林課

電話 (0153) 23-6111

道東あさひ農業協同組合根室支所

電話 (0153) 22-2121





◎ 就農支援制度

① 新規就農者確保対策事業（補助金）【市・JA】

- ・目的 旺盛な営農意欲と優れた経営管理技術を備えた新規就農希望者の就農を奨励するとともに、市の基幹産業の中核的担い手として育成し、農業の振興と地域の活性化を図る。
- ・対象者 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項で定める青年等就農計画を作成し、根室市長の認定を受けた者で市税等の滞納がない者。
- ・補助金 市：新規就農に要する経費 3,000千円
有限会社別海町酪農研修牧場での研修経費（補助率2/15以内）
 - 研修期間1年の場合 補助上限額 560千円
 - 研修期間2年の場合 補助上限額 1,120千円
 - 研修期間3年の場合 補助上限額 1,680千円JA：3,000千円
- ・留意事項 就農後7年以内に農業経営を中止したとき、またはその状態にあるときは、補助金の返還の対象となります。

② 新規就農者リース料支援事業（助成金）【市・JA】

- ・目的 新規就農者として産業振興に寄与する者に対し、補助事業等によるリース期間中の貸付料の一部を助成することで、農業の振興と地域の活性化を図る。
- ・助成対象
 - ①農用地
 - ②農業用施設用地
 - ③農業用施設
 - ④家畜
 - ⑤農業用機械
- ・対象者 本市に在住し農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる者であり、かつ農用地等の賃貸借契約を締結している者。
- ・助成金 市・JAそれぞれ
リース期間中の貸付料の1/3以内。（貸付料上限額3,000千円）
営農開始年度の翌年度から3年間助成。

③ 新規就農者負担軽減支援事業（助成金）【市】

- ・目的 新規就農者として産業振興に寄与する者に対し、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、補助事業等を活用し買戻した土地等または農業経営基盤強化促進法等により取得した土地等（住宅は除く）に係る固定資産税相当額を助成することで、農業の振興と地域の活性化に寄与する。
- ・対象事業
 - ①強い農業づくり事業で実施される農場リース円滑化事業
 - ②畜産競争力強化対策整備事業で実施される農場リース事業
 - ③農地保有合理化事業
 - ④農地中間管理機能の特例事業（旧農地保有合理化事業）
- ・対象者 本市に在住し農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる者であり、かつ補助事業等または基盤強化法等を活用し、農用地及び農業用施設用地並びに農業用施設及び農業用機械を取得した者。
- ・助成金 補助事業等または基盤強化法等により取得した土地等に係る固定資産税相当額（上限250千円）
当該固定資産税が経営開始後最初に賦課された翌年度から3年間助成。
- ・留意事項 固定資産税の滞納があったときなどは、補助金の返還の対象となります。





◎ 受入制度

① 酪農体験実習・酪農ヘルパー体験【JA】

- ・ 目的 将来、道東あさひ農業協同組合管内で、酪農関係の職業に従事しようとする者（検討している者も含む）に対し、酪農スタッフや酪農ヘルパー及び新規参入希望者等の体験実習や複合型インターンシップを開催し、実際の作業・実務を体験するとともに、根室市の気候や風土・地域の人柄等に触れ、将来の方向性判断の一助になることを目的とする。
- ・ 募集人員 ①酪農体験実習（酪農家・研修牧場等での体験実習）
②酪農ヘルパー体験実習
③複合型インターンシップ（①+②+JA業務） } 若干名
- ・ 対象者 将来、道東あさひ農業協同組合管内で、酪農関係の職業に従事することを希望する方または検討している方（原則、18歳以上。初心者歓迎。）
（③については原則、専門学校・短大・大学・大学院の学生を対象とするが、高校生については、学校の推薦状・保護者の同意書が必要）
- ・ 業務内容 ①酪農体験実習
酪農家または酪農研修牧場に宿泊しながら乳牛の飼養管理（搾乳・牛舎清掃・哺乳・給餌）、圃場作業等、酪農家での作業全般
②酪農ヘルパー体験
酪農家に代わって、搾乳・清掃・哺乳・飼料給与などの作業を行う仕事を体験
③複合型インターンシップ ①と②の業務に加え、農業協同組合の業務を体験
- ・ 受入期間 ①酪農体験実習 随時相談（3泊4日、1週間、2週間）
②酪農ヘルパー体験 随時相談（3泊4日、5泊6日）
③複合型インターンシップ 随時相談（5泊6日）
（上記以外の日程期間についても、気軽にご相談下さい。）
- ・ 実習時間 ①酪農体験実習 1日8時間程度
（午前5時～8時半、昼間は休憩の外一部作業あり、午後3時半～7時）
②酪農ヘルパー体験 1日8時間程度
（午前5時～9時、午後3時半～7時半（休憩：午前9時～午後3時半））
③複合型インターンシップ ①・②は上記参照
（JA業務：午前8時45分～午後5時（休憩：正午～午後1時））
- ・ 手 当 無し
- ・ 費用助成 交通費（公共交通機関利用に要したもので、5万円を上限）
食費の支給はありませんが、酪農家での体験実習においては食事提供）
宿泊費（実習事業期間内の宿泊に要したもので、1泊1万円を上限）
また、ファームステイ・研修施設については、無償。
作業服一式・長靴の貸与有り

② 酪農人材支援短期研修助成事業【営農サポート協議会】

- ・ 目的 根室地域において酪農産業に携わる人材が不足している中、酪農の知識や実務経験が乏しく、就業する上で不安を抱えることが多いことから、短期的に酪農人材支援研修制度を設け、根室酪農や生活状況を体験し、将来にわたり酪農に携われる人材として、根室地域で働く可能性を広げることを目的とする。
- ・ 対象者 営農サポート協議会が実施する広告媒体から応募があった酪農関連業務希望者（経験者・未経験者問わず、根室の酪農に興味がある者）
- ・ 業務内容 根室営農サポート協議会主体のカリキュラムに沿った研修を行う。
- ・ 費用助成 交通費については、半額助成
宿泊費・食費・作業着・その他研修に係る費用については全額助成
- ・ 助成期間 最大5日間分を対象





◎ 移住体験・子育て支援制度

① 移住体験住宅【市】

- ・対象者 根室市へ移住を希望する方。
ただし、転勤または婚姻による転入者や就業未経験者は除きます。
- ・入居期間 1週間から6ヶ月以内
- ・共通設備 バス・トイレ（温水洗浄便座付）、テレビ（地デジ、BS放送対応）、ストーブ、掃除機、洗濯機、室内用物干し、テーブル、ソファ、冷蔵庫、電子レンジ、ガスコンロ、炊飯器、炊飯ジャー、調理器具、食器ほか。駐車スペース有り。
- ・賃料等 ①市街地型
 - ・1LDKタイプ 夏季：60,000円/月、冬季：75,000円/月
 - ・3LDKタイプ 夏季：63,000円/月、冬季：78,000円/月
（光熱水費、燃料費、放送受信料、インターネット利用料を含みます）②郊外型
 - ・3LDKタイプ 夏季：57,000円/月、冬季：72,000円/月
（光熱水費、燃料費、放送受信料、インターネット利用料を含みます）
- ・問合せ先 根室市移住相談ワンストップ窓口（根室市役所 総合政策部総合政策室）
電話 (0153)-23-6111

② 多子世帯の保育所・幼稚園保育料の無料化【市】

- ・対象 2歳未満の子どもが3人以上いる世帯で、国の保育料無償化の対象とならない3歳未満の第3子目以降の子どもが通う保育所・認定こども園の保育料（所得制限なし）を無料とし、また、保育所に通う3歳未満（所得制限あり）で第2子目の子どもの保育料についても無料としています。
- ・問合せ先 根室市役所 市民福祉部こども子育て課
電話 (0153)-23-6111

③ こども医療費医療給付事業の拡大実施【市】

- ・対象者 出生から高等学校卒業時（3月31日）まで
- ・対象経費 医科、歯科、保険調剤の健康保険適用医療費の本人負担分の全部及び一部
- ・支援内容 ①0歳から3歳未満
 - ・入院・通院 初診時一部負担金（医科580円、歯科510円）②3歳以上から高等学校卒業時（3月31日）まで
 - ・入院・通院 課税世帯：総医療費の1割相当
非課税世帯：初診時一部負担金（医科580円、歯科510円）※保護者の負担が大きくなるよう、入院・通院にそれぞれ月額上限額を設けております。また、過去12か月の間に3回以上月額上限額に達した場合、4回目以降、さらに減額となります。
- ・対象外 健康保険の保険適用外の医療費、入院時の食事療養費、差額ベット代など
- ・留意事項 一定の所得がある世帯については、本制度を利用することができません。
- ・問合せ先 根室市役所 市民福祉部保健課
電話 (0153)-23-6111

